

サザンビーチモニュメント「茅ヶ崎サザンC」商標使用規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、サザンビーチモニュメント「茅ヶ崎サザンC」(以下「モニュメント」という)の商標の使用に関し、必要事項を定めるものとする。

(登 録)

第2条 モニュメントの商標登録番号及び登録日については以下のとおり。

- 1 商標登録番号 2017-142666号
- 2 登録日 平成30年7月6日
- 3 登録出願人 【指名又は名称】一般社団法人 茅ヶ崎市観光協会
【住所又は居所】神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目2番53号
- 4 モニュメントの商標は下記とする。



(商標登録指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分)

第3条 商標登録指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分については以下の通りとする。

【第9類】

【指定商品 (指定役務)】スマートフォン・携帯電話機用ストラップ、スマートフォン・携帯電話機用カバー、スマートフォン・携帯電話機用液晶保護シート、スマートフォン・携帯電話機用イヤホン

【第14類】

【指定商品 (指定役務)】キーホルダー、身飾品 (「カフスポタン」を除く。)、身飾品用チャーム、貴金属製のバッジ、記念カップ、記念たて

【第16類】

【指定商品 (指定役務)】写真、写真たて、印刷物、文房具類、紙類

【第25類】

【指定商品 (指定役務)】被服

【第26類】

【指定商品（指定役務）】被服用バッジ（貴金属製のものを除く。）

【第30類】

【指定商品（指定役務）】菓子

（使用申請）

第4条 モニュメントの商標の使用を希望する者は、サザンビーチモニュメント商標使用（変更）申請書（様式1）に必要事項を記入し、商標使用物品の内容書を添付して一般社団法人茅ヶ崎市観光協会（以下「協会」という）まで提出し、使用の承認を受けなければならない。

（承認基準）

第5条 このモニュメントは、湘南の自然に恵まれた茅ヶ崎市の観光資源である「サザンビーチちがさき」のシンボルとして、季節を問わずビーチへの誘客を図るとともに、「縁結びの輪」や世界平和を願う「思いやりの輪」として訪れる人達から愛される、茅ヶ崎の観光名所となることを期待して建設されたもので、そのイメージを損なうと協会が判断するものへの商標の使用は認めない。

（承認）

第6条 協会は、使用申請を受けた日から14日以内に書類を審査し、商標使用の認否について申請者へ通知するものとする。

（確認）

第7条 承認通知を受けた者は、商標使用物品の頒布・供用に先立ち、現品をもって会長の最終確認を受けなければならない。

（使用料）

第8条 商標の使用者は、次の属性に従い使用料を納入するものとする。但し商品が複数の場合上記第3条の区分1類につき各金額を納めるものとする。

（1）茅ヶ崎市観光協会会員 5,500円／1類

（2）上記以外の者 22,000円／1類

（使用料の免除）

第9条 1 商標使用物品の頒布・供用が公共公益を目的としたもので、会長が認めた場合は、前条に規定する使用料の納付を免除することができる。

2 商標の使用が複数年に亘るときは、次年度以降の使用料の納入を免除するものとする。ただし、非会員については、この限りではない。

また、商標の使用を中断し、再使用しようとするときはこの限りではない。

（使用料の納入時期）

第10条

第8条に規定する使用料は、第6条に規定する承認の通知を受けた日から1ヶ月以内に納入するものとする。

(疑義等の解決)

第11条

この規則に定めのない事項について疑義が生じたときは、茅ヶ崎市観光協会と申請者が協議して定めるものとする。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

この規則は、平成29年12月1日から施行する。

この規則は、平成30年7月6日から施行する。

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

発行者

一般社団法人 茅ヶ崎市観光協会

〒253-0041 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-2-53

TEL.0467-84-0377 FAX.0467-84-0378